

# 令和6年度行政評価等プログラム (案)

総 務 省

# 令和6年度行政評価等プログラム

総務省

## I 基本方針

近年、我が国の行政が対応すべき課題は、より一層、不透明さ、複雑さ、困難さを増している。こうした中で、前例のない課題に果敢に挑戦し、社会経済の変化に対応できる行政を実現していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行いながら前進する、機動的かつ柔軟な政策展開が有効であり、そのためには、各府省の政策立案過程において、政策の実施状況や効果を的確に把握・分析し、改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になる。

このような問題意識の下、令和5年3月に「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等の改定を行った。

今後は、政府全体として、行政の無謬性にとらわれず、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行い、政策を前に進めて行く取組を定着させていくことが必要になる。

行政評価局は、こうした改革の趣旨を踏まえ、政策評価、行政運営改善調査、行政相談の各機能を有機的に連携させ、政策効果の把握・分析等によって政策設計・運営上のボトルネックを発見し、その解消を図ることで各府省が自らの政策の効果を更に高め、政策を前に進める取組に貢献するとともに、これらの取組を通じて国民に対する説明責任を果たし、国民の行政に対する納得や信頼を高めていく。

## Ⅱ 具体的な取組方針

### 1 政策評価の推進

#### (業務の概要)

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組である。令和5年3月の「政策評価に関する基本方針」等の改定を踏まえ、行政評価局は、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程での活用の促進のため、適切な目標設定の考え方や効果測定・効果分析等に係る知見・ノウハウを整理し、その情報を各府省に共有するとともに、各府省の政策評価に係る人材育成の支援を行っている。また、同法の規定に基づき、制度の運用見直しの趣旨を踏まえた特定分野の政策評価のチェック、政策評価の実施状況等を年1回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

#### (令和6年度の取組事項)

令和5年3月の「政策評価に関する基本方針」等の改定を踏まえ、各府省で政策評価の機能を活用して、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われることを目指して取り組む。当該改定から3年後をめどに政策評価審議会において取組の総括を行う。

#### <政策評価の支援等>

各府省のニーズを踏まえ、事業（活動類型ごと）や租税特別措置について、実際の政策を基に政策効果の発現経路の整理や、指標の設定、政策効果の把握・分析等を複数の府省にまたがって議論する場を設けることにより、政策担当者が政策立案・改善の実務において、適切な目標設定や効果測定・効果分析を行えるよう支援する。規制については、総務省と各府省が協同して定量化の方法などについて検討する場を設けることなどにより、各府省が適切な規制の政策評価を行えるよう支援する。

#### <実証的共同研究>

政策効果の把握・分析手法等の知見・ノウハウの蓄積・提供を進めるため、実証的共同研究（具体的な政策を対象に政策効果の把握・分析手法について各府省と共同で行う研究）について、各府省の多様なニーズに対応し、行政評価局からのアウトリーチも含め、積極的な取組を行う。

#### <学術論文等の収集・蓄積>

各府省が政策の企画立案や評価設計の際に、政策効果の把握・分析手法等に関する知見・ノウハウを活用できるよう、国内外の研究成果や学術論文等を幅広く収集・蓄積し、分かりやすい形で各府省に提供する。

<ガイドラインへの反映>

以上の取組により収集・蓄積した知見等は、令和5年度に取りまとめた「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」への反映や、各府省の職員向け研修への活用により、各府省の政策担当者が、政策立案・改善の実務に適用しやすくする。

## 2 行政運営改善調査

(業務の概要)

行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる主体である行政評価局が政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気付くことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示し、各府省における政策改善、政策推進に資する情報を提供する取組である。

具体的には、以下のプロセスにより実施する。

- ① 行政相談に寄せられた声や地方公共団体などの現場の声、国政の重要課題等を踏まえて調査テーマを決定し、行政評価局自らが、管区行政評価局等の全国的なネットワークを活用し、現場の実態について実地に調査
- ② 調査で把握した課題やその解決方策等を取りまとめ、関係府省に対し情報提供（大臣からの勧告、局長からの通知等）
- ③ 課題の改善状況や調査対象とした政策の進捗状況について、適時にフォローアップを実施

なお、各管区行政評価局等では、地域における課題を端緒に独自に調査を企画・実施し、その結果に基づき、現地機関へ業務改善を促す等の取組を行っている。

(令和6年度の取組事項)

これまでは、自らが行った調査によって各府省の行動がどう変わったかに関心が向き、第三者的立場から、各府省の政策運営上の問題点の指摘を行うことに重きが置かれていたが、今後は、各府省の課題認識を共有した上で、政策の効果に着目し、各府省の政策効果を上げる、政策を前に進めるために有益な情報を提供できるような調査を実施していく。

<調査の質の向上>

個別調査ごとの取組として、政策効果がどのように発現しているかを測定する指標について調査設計時にできる限り具体的に設定し、調査後のフォローアップにおいてこれを測定する。

調査の実施に当たっては、現地での実態把握に加え、政策効果の把握・分析に関する知見を活用するなど、調査手法の多様化に取り組む。また、行政課題の迅速な改善を促進するため、勧告等を行うことに必ずしもとらわれず、調査途上において各府省が政策を前向きに軌道修正した場合も高く評価する。

調査実施後は、調査の各工程の状況、工夫した取組等について振り返り・評価を行うとともに、政策効果の発現状況の測定結果も踏まえ、当該調査全体についての評価を行い、調査業務の改善方を検討・実施し、調査の質の向上を図る。

#### <調査テーマの選定>

調査テーマについては、行政相談や管区行政評価局等も活用して把握した行政上の課題や各府省の取組状況等を踏まえ、国民生活や社会経済への影響が大きいなど改善の取組の必要性が高いと考えられるものや、各府省単独では対応が難しい課題（複数府省に関係する政策、個別府省では解決が難しい分野横断的な課題等）などを中心に、政策評価審議会での議論等や関係府省のニーズ等も把握した上で、政策改善にいかせるタイミングにも留意しつつ、随時決定する。

各府省における施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える課題から行政上の課題を把握する活動（常時監視活動）によって得られた成果については、調査テーマの選定に活用するだけでなく、当該課題等の関係者に積極的に提供し、行政課題の改善に資することを目指す。これらの取組がより効果的・効率的に実施されるよう、業務方法を不断に検証し、情報通信技術を活用するなど、計画的な見直しを推進していく。

### 3 行政相談

#### （業務の概要）

行政相談は、行政相談委員とともに、どこに相談したらよいか分からないものを含め、国民の行政に関する困りごとを幅広く受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うこと等により、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る取組である。

行政の制度・運営の改善に当たっては、行政改善推進会議（行政相談のうち制度等の改善に係るものについて民間有識者の意見を反映させるための懇談会）や行政運営改善調査等の総務省が有するツールを活用している。

また、行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000人配置している。国民に身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、その活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に対する協力要請、研修の充実等の支援を行っている。

#### （令和6年度の取組事項）

令和5年度に実施した孤独・孤立問題を抱える方などに対するSNSを活用した広報の調査研究結果を踏まえ「認知度の維持・向上」及び「行政相談アクセス手段の多様化」に取り組むとともに、国と地方公共団体等との「相談窓口との連携強化」を更に推し進め、令和5年度から本省及び一部の管区行政評価局で試行している「相談担当職員の事案対応能力向上と負担軽減」を全国的に展開する。特に、「能動的に困りごとを「取りに行く」」ため、行政相談委員や地方公共団体、郵便局等と連携し、地域での行政課題の掘り起こし、課題解決に向けた具体的取組を行う。

上記の能動的に把握した困りごとや個別の相談事案を通じて地域が抱える行政課題に的確に着眼し、関係機関との連携強化による迅速な解決を図る。行政の制度・運営に起因するものについては、行政改善推進会議、行政運営改善調査といった総務省が有するツールを機動的、効果的に活用し改善を促進する。また、個々の相談事案に丁寧に対応し、解決につなげるため、相談業務の質の向上を図る。

#### <能登半島地震の対応を踏まえた関係機関との連携等>

複雑化・多様化する地域の行政課題の解決においては、国と地方公共団体が連携して取り組むことが重要である。

令和6年能登半島地震への対応においては、関係機関の情報を集約したガイドブックの公表・配布、災害専用フリーダイヤルに寄せられた相談や市町の職員等の声をくみ取って関係機関と調整、特別行政相談所における行政書士と連携した申請支援など、被災者に寄り添い、困りごとの解決に向けた活動を行った。

今後は、これらの経験・ノウハウを地方公共団体等の関係機関と共有するなどにより、平時から各主体間の役割分担、連携方策等の確認、関係構築を図る。

また、相談業務の担当職員間においては、行政課題に関わる様々な情報の収集、相談対応の振り返りを一体となって共有する仕組みを構築することにより、相談業務の質の向上を図る。

#### <国・地方共通相談チャットボット、「旧統一教会」問題に関わる相談対応>

令和6年3月に運用を開始した(P)国・地方共通相談チャットボットについて、利用者からのフィードバックを踏まえて精度向上、対象分野の拡大に取り組むとともに、関係府省、地方公共団体等と連携し、国・地方を通じたツールとしての利便性向上、地方公共団体職員等の負担軽減に資する方策を検討する。

「旧統一教会」問題に関わる相談について、「「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策」（令和6年1月19日「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議）を踏まえ、引き続き適

切に対応する。

以上のほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

(別紙)

## 総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第13条の規定に基づき、令和6年度から8年度までの3年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

### 1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関して、令和5年3月28日に一部変更した「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

#### (1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第12条第1項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

#### (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

##### ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

##### ② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

### 2 令和6年度から8年度までの3か年に実施する評価のテーマ

令和6年度に実施するテーマは、「生活エリアにおける交通安全対策」とする。このほか、令和6年度から8年度までの3年間に実施するテーマについては、必要な情報収集を進めながら、国民生活や社会経済への影響が大きいものなどを中心に、政策評価審議会の議論を経て、随時決定する。



### 3 その他評価の実施に関する重要事項

#### (1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

#### (2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

#### (3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。